

平成 26 年 2 月議会

## 第 5 委員会 報告事項

## 専決処分報告

- |          |  |      |
|----------|--|------|
| ○ 報告第10号 | 県道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する専決処分について<br>(博多区吉塚五丁目) | 1 頁  |
| ○ 報告第11号 | 市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する専決処分について<br>(早良区重留二丁目) | 5 頁  |
| ○ 報告第12号 | 市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する専決処分について<br>(南区大平寺一丁目) | 9 頁  |
| ○ 報告第13号 | 市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する専決処分について<br>(博多区三筑二丁目) | 13 頁 |
| ○ 報告第15号 | 市道路線の認定, 変更及び廃止に関する専決処分について<br>(伊都土地区画整理事業)    | 17 頁 |
| ○ 報告第16号 | 市道路線の認定, 変更及び廃止に関する専決処分について<br>(香椎駅周辺土地区画整理事業) | 18 頁 |
| ○ 報告第17号 | 市道路線の認定に関する専決処分について<br>(元岡土地区画整理事業)            | 19 頁 |
| ○ 報告第18号 | 市道路線の認定に関する専決処分について<br>(金武・吉武土地区画整理事業)         | 20 頁 |

平成 26 年 2 月 18 日

道路下水道局



## 報告第10号

## 県道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する専決処分について

市長の専決処分事項に関する条例の規定により、県道の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定することについて、平成26年2月4日次のように専決処分した。

## 1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
糟屋郡志免町片峰中央三丁目11番3号 株式会社 和光舎	123,362円

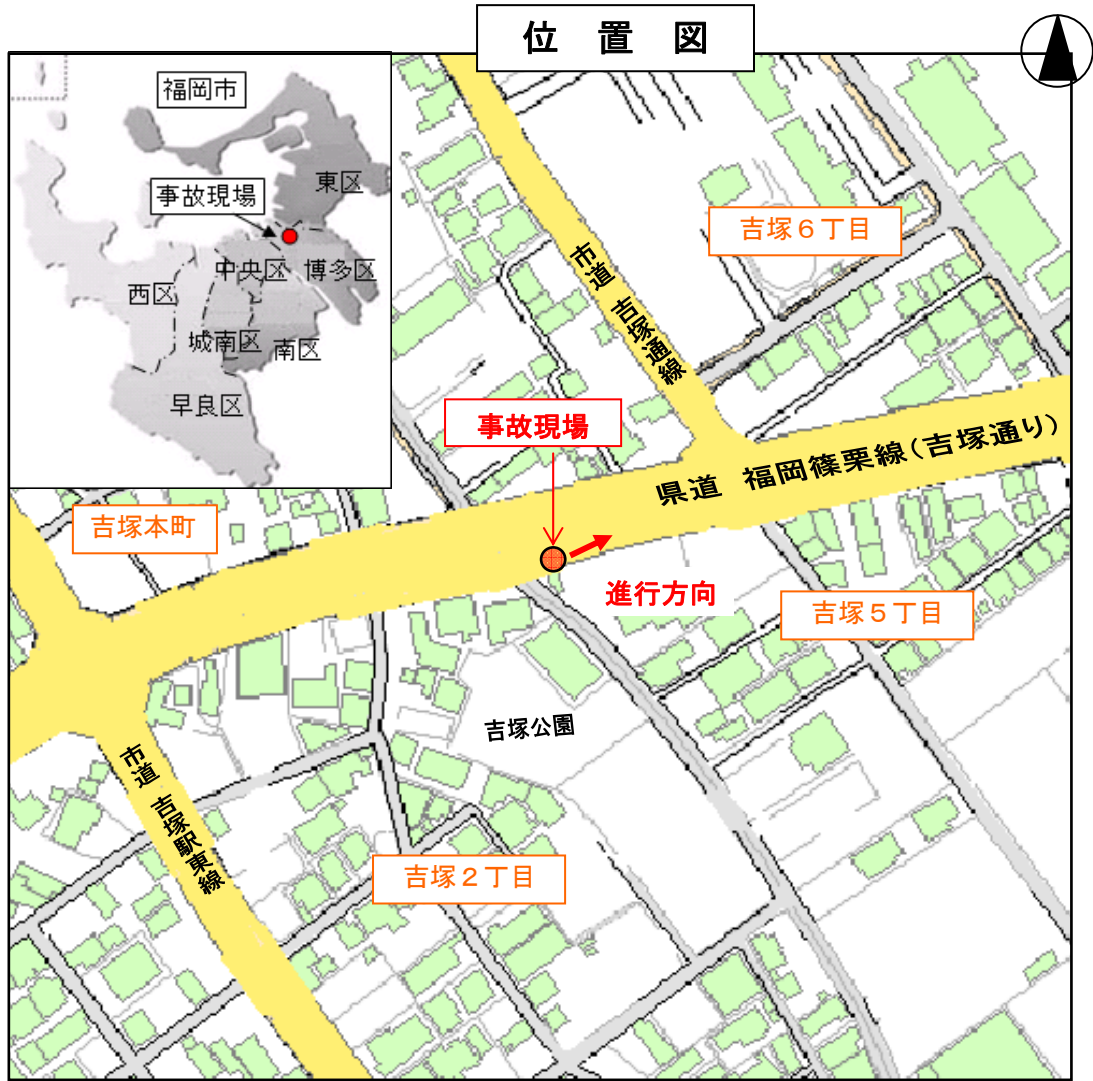
## 2 事件の概要

平成25年10月16日午前11時30分頃、市内博多区吉塚五丁目1番2号付近の県道の歩道部分に設置されていた道路照明灯の分電盤の扉の施錠が不十分であったため、当該扉が強風により突然開き、当該歩道部分に停車していた相手方株式会社和光舎所有の小型貨物自動車に接触し、当該車両が破損して、損害が生じたものである。

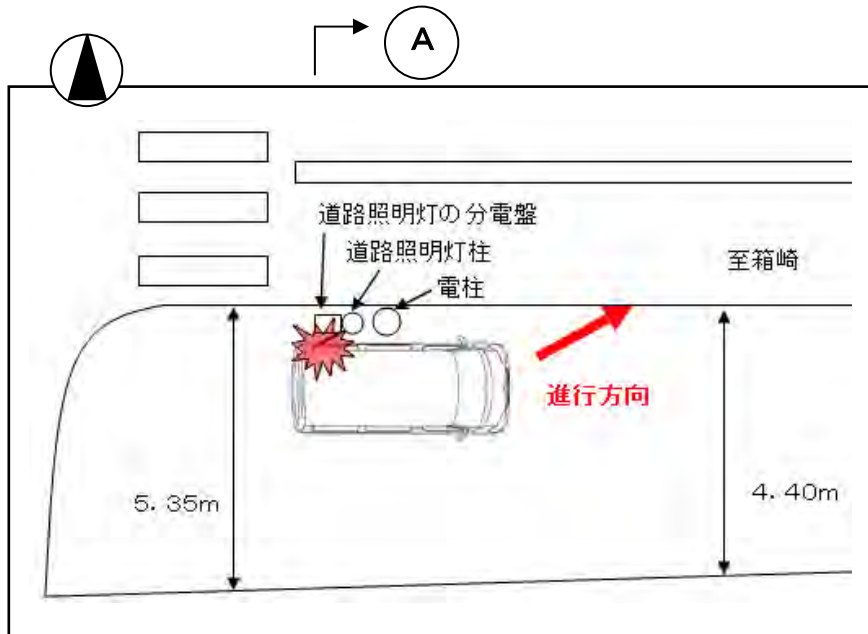
上記について地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成26年2月17日

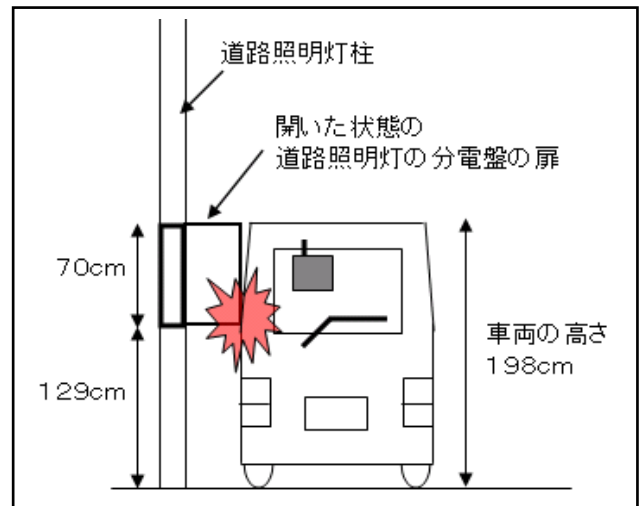
福岡市長 高 島 宗 一 郎



### 平面図



### (A) - (A') 断面図



人的損害	0円
物的損害	411,209円
損害額計	411,209円
市の過失割合	3割
損害賠償額	123,362円

現場状況（遠景）



分電盤の扉の留め金の状況



現場状況（近景）

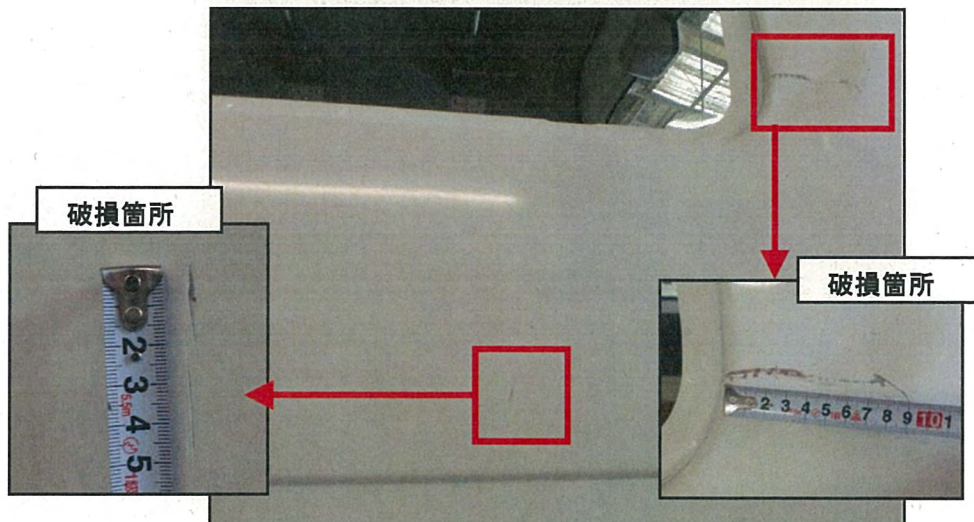
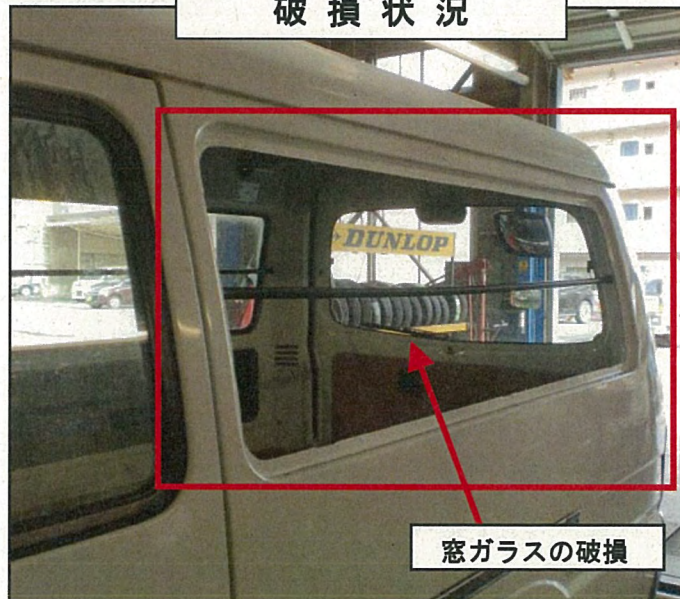


施錠時，閉にあるべき留め金が，強風により開の位置に下がり，扉が開いた。

# 車両概要



# 破損状況



## 報告第11号

## 市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する専決処分について

市長の専決処分事項に関する条例の規定により、市道の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定することについて、平成25年12月26日次のように専決処分した。

## 1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
<b>※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。</b>	8,600円

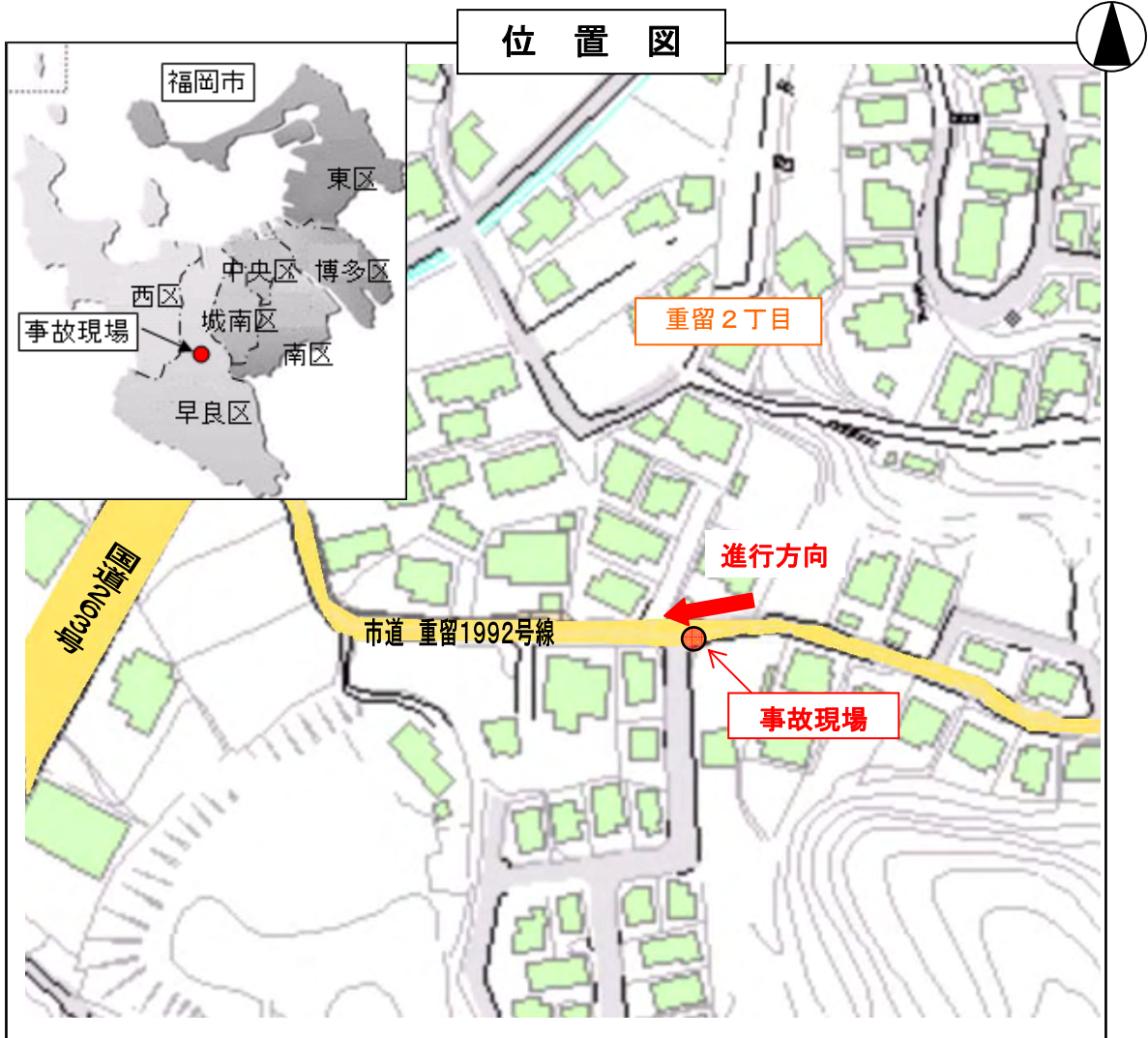
## 2 事件の概要

平成25年10月8日午後9時頃、相手方〇〇〇〇氏所有の小型乗用自動車が、市内早良区重留二丁目19番8号付近の市道上において、駐車しようとして後退した際、当該市道に設置されていたカーブミラーの支柱の一部が腐食して破損し、当該市道上に落下していたため、当該支柱の一部に接触し、当該車両が破損して損害が生じたものである。

上記について地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

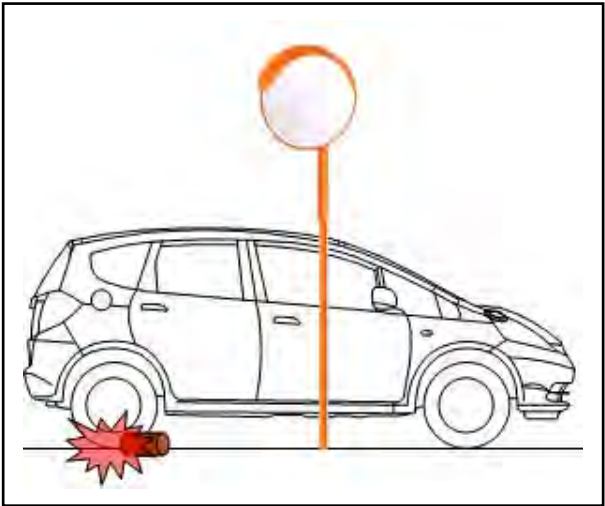
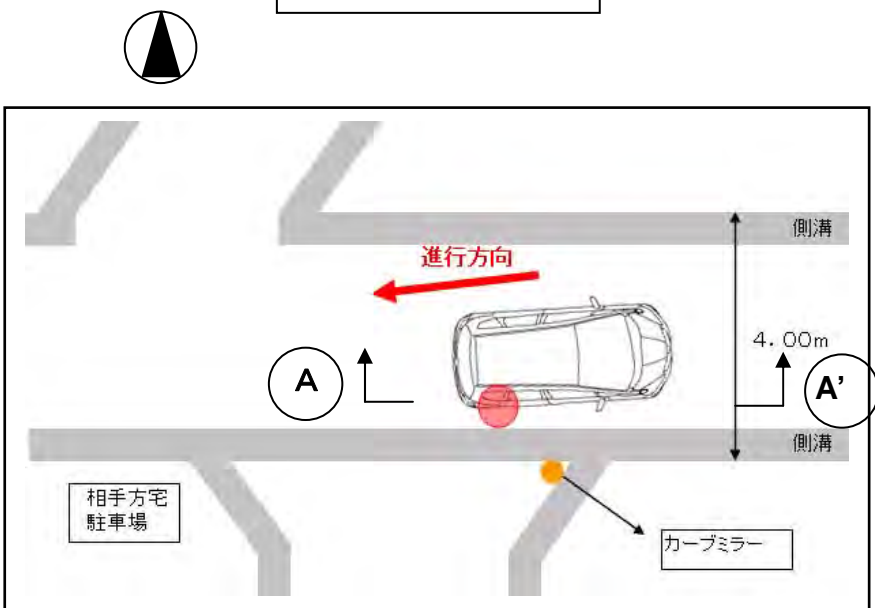
平成26年2月17日

福岡市長 高 島 宗 一 郎



### 平面図

### 断面図

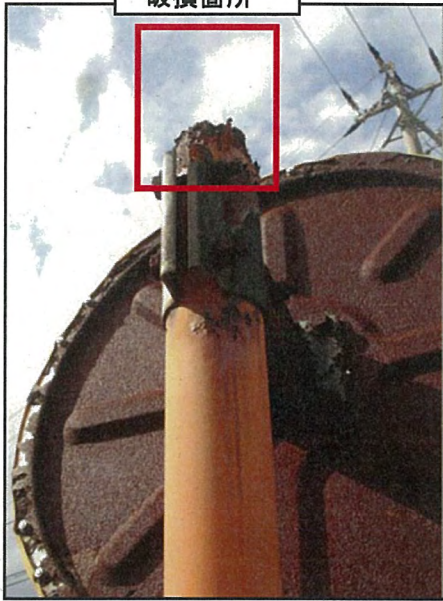


人的損害	0 円
物的損害	8,600 円
損害額計	8,600 円
市の過失割合	10 割
損害賠償額	8,600 円



現場状況

破損箇所



落下した先端部



現場状況（復旧後）



車両概要



破損状況



## 報告第12号

## 市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する専決処分について

市長の専決処分事項に関する条例の規定により、市道の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定することについて、平成26年1月22日次のように専決処分した。

## 1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。	15,225円

## 2 事件の概要

平成25年10月27日午後3時20分頃、相手方〇〇〇〇氏所有の普通乗用自動車が、市内南区大平寺一丁目13番7号付近の市道上において、前方から進行してきた歩行者を避けようとして道路右側に寄った際、当該市道の側溝のグレーチング蓋を支えるコンクリート部分が老朽化していたため、当該車両の通過により当該コンクリート部分が損壊して当該側溝に車輪が落ち込み、当該車両が破損して損害が生じたものである。

上記について地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

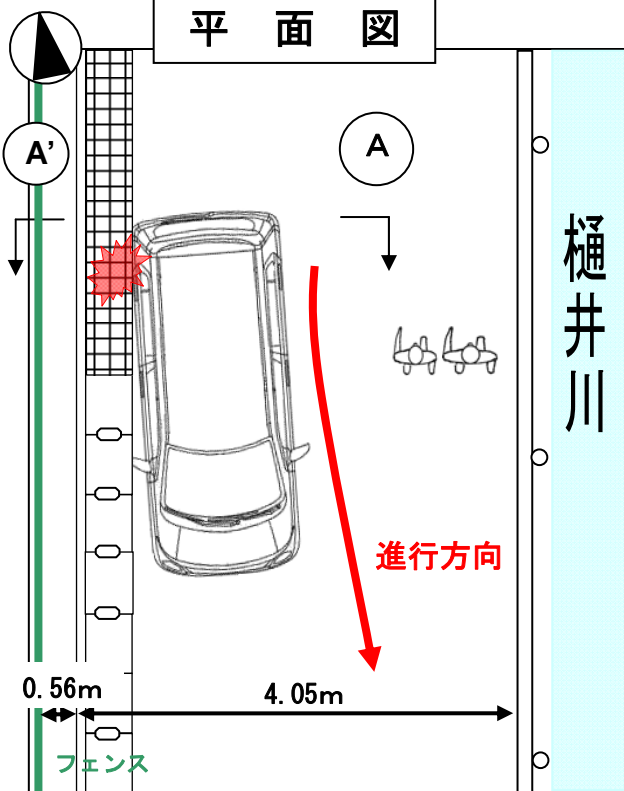
平成26年2月17日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

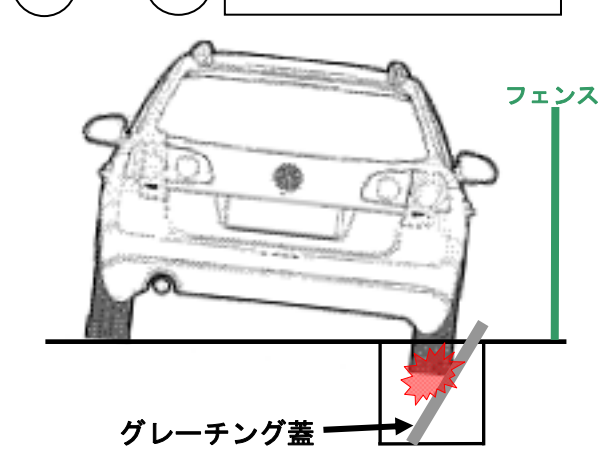
### 位置図



### 平面図



### 断面図



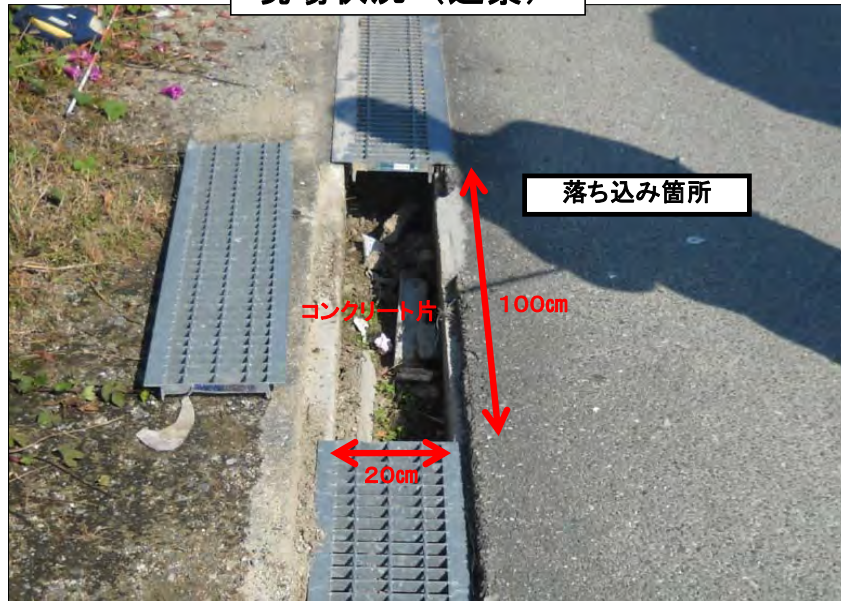
人的損害	0円
物的損害	15,225円
損害額計	15,225円
市の過失割合	10割
損害賠償額	15,225円

現場状況（遠景）



進行方向

現場状況（近景）



落ち込み箇所

コンクリート片

100cm

20cm

補修後



車 両 概 要



破 損 箇 所

破 損 状 況



右 後 輪 破 損 状 況

## 報告第13号

## 市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する専決処分について

市長の専決処分事項に関する条例の規定により、市道の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定することについて、平成26年2月4日次のように専決処分した。

## 1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。	76,716円

## 2 事件の概要

平成25年12月11日午後6時頃、相手方〇〇〇〇氏所有の普通乗用自動車が、市内博多区三筑二丁目9番1号付近の市道を走行中、当該市道の雨水枿のグレーチング蓋の一部を覆うように敷設されていた鉄板が外れていたため、当該車両の通過により跳ね上がった鉄板に接触し、当該車両が破損して損害が生じたものである。

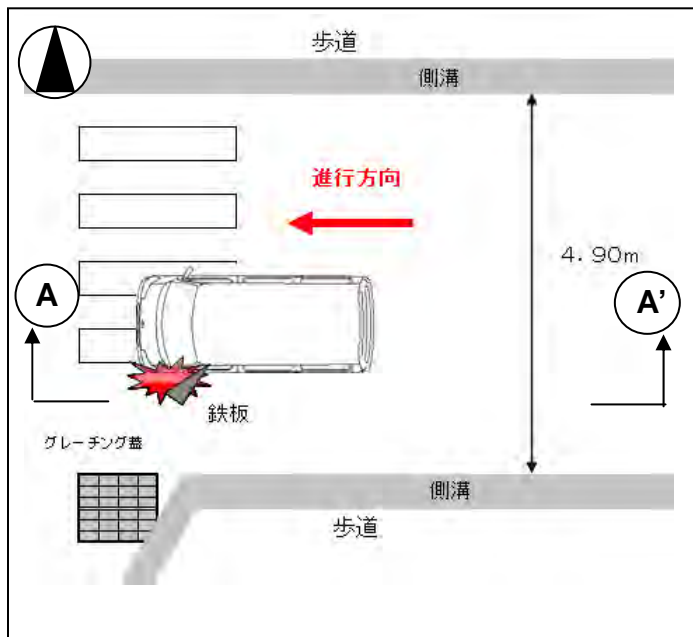
上記について地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成26年2月17日

福岡市長 高 島 宗 一 郎



### 平面図



### 断面図

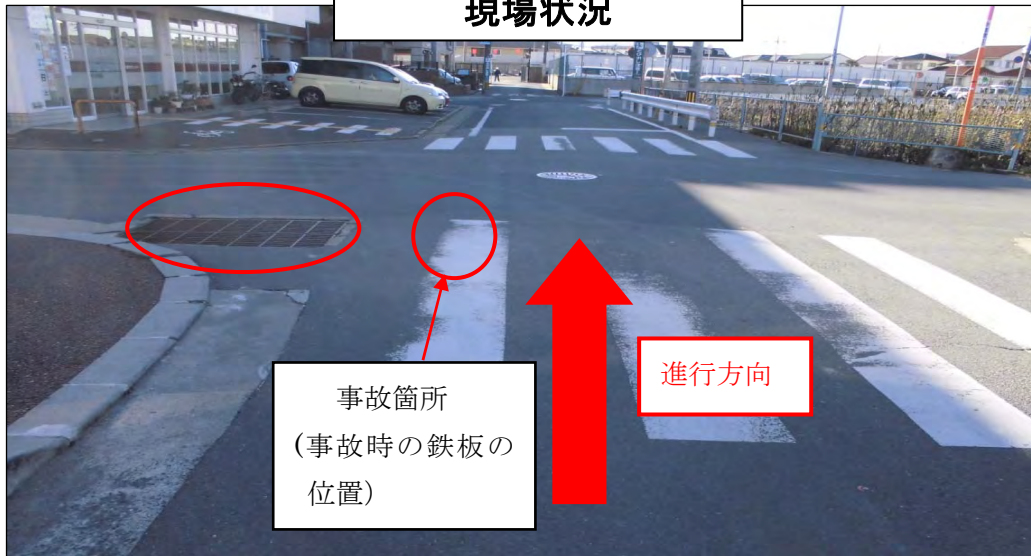
A — A'



人的損害	0 円
物的損害	85,241 円
損害額計	85,241 円
市の過失割合	9 割
損害賠償額	76,716 円



### 現場状況



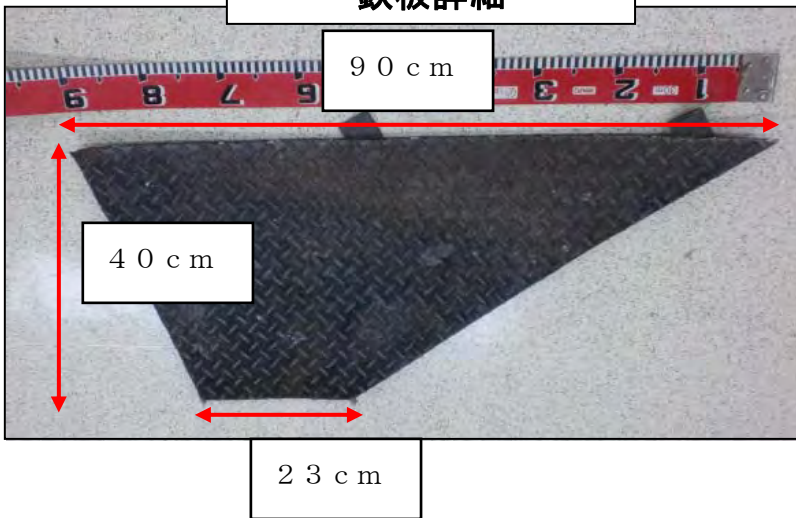
### はずれる前の鉄板位置



### はずれた後の鉄板跡



### 鉄板詳細



### 復旧状況



## 車両概要



破損箇所

## 破損状況



車両の破損（フロント  
バンパー左部分）



車両の破損（フィニッシャー  
サイドシル左部分）

## 報告第 15 号

## 市道路線の認定、変更及び廃止に関する専決処分について

市長の専決処分事項に関する条例の規定により、本市施行に係る福岡都市計画事業伊都土地区画整理事業の施行に伴い、市道路線を認定し、変更し、及び廃止することについて、平成 26 年 2 月 4 日それぞれ次のように専決処分した。

## 1 路線の認定

路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
西 4242	今宿東 4242 号線	西区今宿東一丁目 637 番地先から	
		同 今宿町 83 番 4 地先まで	

(以下略)

## 2 路線の変更

路線番号	路線名	旧 新別	起 点 終 点	重要な 経過地
		西 1770	今宿町 1770 号線	
新	西区大字女原 197 番 2 地先から 同 206 番 5 地先まで			

(以下略)

## 3 路線の廃止

路線番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
		西 1769	
同 594 番 1 地先まで			

(以下略)

上記について地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告する。

平成 26 年 2 月 17 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

## ○ 専決処分の内訳（路線数）

1	認定路線	39 路線
2	変更路線	9 路線
3	廃止路線	17 路線
合 計		65 路線

報告第 16 号

市道路線の認定、変更及び廃止に関する専決処分について

市長の専決処分事項に関する条例の規定により、本市施行に係る福岡都市計画事業香椎駅周辺土地区画整理事業の施行に伴い、市道路線を認定し、変更し、及び廃止することについて、平成 26 年 2 月 4 日それぞれ次のように専決処分した。

1 路線の認定

路線番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
東 4724	香椎駅前 4724 号線	東区香椎駅前一丁目 297 番 3 地先から	
		同 296 番 16 地先まで	

(以下略)

2 路線の変更

路線番号	路線名	旧	起 点	重要な経過地
		新	終 点	
東 735	香椎駅前 735 号線	旧	東区香椎駅前二丁目 682 番 14 地先から 同 733 番 4 地先まで	
		新	東区香椎駅前二丁目 682 番 14 地先から 同 684 番 51 地先まで	

(以下略)

3 路線の廃止

路線番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
東 736	香椎駅前 736 号線	東区香椎駅前二丁目 682 番 70 地先から	
		同 683 番 2 地先まで	

(以下略)

上記について地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告する。

平成 26 年 2 月 17 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

○ 専決処分の内訳 (路線数)

1	認定路線	14 路線
2	変更路線	4 路線
3	廃止路線	7 路線
合 計		25 路線

## 報告第 17 号

## 市道路線の認定に関する専決処分について

市長の専決処分事項に関する条例の規定により、組合施行に係る福岡都市計画事業元岡土地区画整理事業の施行に伴い、市道路線を認定することについて、平成 26 年 2 月 4 日次のように専決処分した。

路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
西 4279	元浜 4279 号線	西区元浜一丁目 21 番 3 地先から	
		同 21 番 7 地先まで	

(以下略)

上記について地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告する。

平成 26 年 2 月 17 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

## ○ 専決処分の内訳 (路線数)

1	認定路線	3 路線
合 計		3 路線

## 報告第 18 号

## 市道路線の認定に関する専決処分について

市長の専決処分事項に関する条例の規定により，組合施行に係る福岡市金武・吉武土地区画整理事業の施行に伴い，市道路線を認定することについて，平成 26 年 2 月 4 日次のように専決処分した。

路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
西 4282	吉武 4282 号線	西区大字吉武 838 番 2 地先から	
		同 403 番 1 地先まで	

(以 下 略)

上記について地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告する。

平成 26 年 2 月 17 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

## ○ 専決処分の内訳（路線数）

1	認定路線	5 路線
合 計		5 路線

# 土地区画整理事業位置図

